

<p>Q</p>	<p>土曜日に参観日を計画しています。このような場合、職員の勤務の割り振り と、繰替授業の手続きはどのようにしたら良いでしょうか。また、このほかに 注意することはないでしょうか。</p>
<p>A</p>	<p>職員の勤務の割り振りと、授業日の繰り替えについては分けて考えます。</p> <p><授業日の繰り替えについて> 繰替授業申請書によって授業日と休業日を繰り替えることができます。 (各市町村にある管理運営に関する規則による) 授業日の繰り替えにより、児童生徒の代休日が決定します。原則として、 その週の内に振り替えることが望ましいとされています。 —学習指導要領 総則 第5 授業時数等の取扱い— 週あたりの授業時数が生徒の負担過重にならないようにするものとする。</p> <p><職員の勤務について> ※ 1日と1日の振替をする。 勤務を命ずる日を起算日とする4週間前の日から4週間後の日までには振り 替えます。 学校運営上の必要性から期間内に振替を行うことが出来ない場合は、8週 間後の日までに行うことが出来ることとなっています。 さらに、H20.4.1より職務の特殊性その他特別の事由により人事委員会 の承認を得た場合は、16週間後の日までに行うことができるようになりました。 ただし、その対象となる職員と業務は限られています。</p> <p><事務職員・栄養職員について> 振替により、1週間の勤務時間が法定労働時間(週38時間45分)を超え て勤務した時間に対して休日勤務手当を支給します。(25/100)。 ※ 基本的にはその週の内に振り替えることが望ましいが、学校全体が次の週 に振り替えるため事務職員・栄養職員についても同じように振り替えること が望まれます。</p> <p><振替日の変更について> 振替により週休日となった日を再び振り替えることはできません。(再振 替の不可) ~13高教職第874号「完全学校週5日制の実施について」2- (4) 振替えにより新たに週休日となる日を再び振り替えることはで きないものであること。~</p>
<p>根拠法規 及び 通知文書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「完全学校週5日制の実施について」 (平成14年3月22日 高知県教育長 13高教職第874号) ・ 公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例 第4条・第5条・第 6条(高知県教育関係職員必携) ・ 週休日の振替等の取扱いについて(通知) (平成20年3月17日 高知県教育長 19高教政第1553号)

根拠となる法令等

13 高教職 第874号
平成14年3月22日

各 市 町 村 (学校組合) 教 育 長 様

高 知 県 教 育 長

完全学校週5日制の実施について（通知）

労働基準法施行規則第67条の規定に基づく教育職員の労働時間についての特例措置が平成14年3月31日をもって終了し、平成14年4月1日から完全学校週5日制が実施されます。

その実施に当たっては、公務能率の増進と厳正な服務規律の確保に一層努めるとともに、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び公立学校職員の勤務時間、休暇及び勤務時間に関する規則の規定はもとより、下記の事項に留意して適正に取り扱うようにしてください。

なお、「学校週5日制の実施に伴う公立学校職員の週休日及び勤務時間の割振り等について」（平成7年3月10日付け6教義第1335号）は、廃止します。

記

1 勤務時間の割振り

(1) 公立学校に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割りに関する規則（平成4年高知県教育委員会規則第6号）を廃止するので、公立学校における平成14年4月1日以降の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり40時間、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき8時間を割り振ること。

(2) 特別の形態によって勤務する必要がある職員の週休日及び勤務時間の割振りの取扱い

ア 4週間ごとの期間について、週休日及び勤務時間の割振りを行い、当該期間内に勤務を要しない日を8日以上設け、かつ、正規の勤務時間が割り振られた日が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないように定めるものであること。

イ 職務の特殊性又は特殊の必要により、アにより難しい職員については、週休日を毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、正規の勤務時間を割り振られた日が引き続き12日を超えないようにする場合に限り、人事委員会と協議して別に定めることができるものであること。

ウ 土佐海援丸の職員については、従来どおり（公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第3条第3項）の取扱いとすること。

2 週休日の振替え

(1) 所属長は業務の適正な分担、計画的な執行を図り業務が正規の勤務時間内に処理されるよう努めなければならないものであること。

(2) 2の(1)にかかわらず、週休日に勤務を命ずる必要がある場合には、従来同様、週休日の振替えができるものであり、その期間については、勤務を命ずる日を起算日とする4週間前の日から4週間後の日までの期間とするものであること。

(3) 勤務することを命ずる必要がある日に割り振る勤務時間は、原則として週休日に変更される勤務日に割り振られていた時間帯と同じ時間帯に割り振るものとする。

(4) 振替えにより新たに週休日となる日を再び振り替えることはできないものであること。

(5) 週休日の振替えを行った場合においても、週休日は毎4週間につき4日以上なければならぬこと。

3 半日勤務時間の割振り変更

(1) 2の(1)から(5)を準用する。

(2) 半日勤務時間の割振り変更は、半日勤務時間が割り振られている日と週休日との間で行うを原則とすること。

(3) やむを得ず平日(8時間の勤務時間が割り振られている日)の半日勤務時間(4時間)の割振り変更を行い週休日に4時間の勤務を命ずる場合は、勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する4時間の勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならないこと。

4 週休日の振替え及び半日勤務時間の割振り変更の指定簿等

(1) 1の(1)の場合は、週休日を指定する一覧表の作成は必要ないこと。

(2) 1の(2)アの場合は、「週休日の指定一覧表」(別紙様式1)により週休日を指定し職員に明示すること。

(3) 2及び3の場合には、「週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更簿」(別紙様式2)により、当該職員に確認させた上で行うこと。

(4) 上記(3)の他、個々の職員ごとに、「職員別週休日等の振替簿」(別紙様式3)を作成し、職員の異動に当たっては、当該書類(上記(2)に該当する場合は「週休日の指定一覧表」を含む。)の写しを異動先の所属長に送付すること。

5 出勤簿の取扱い

職員の出勤簿は次のように表示することとする。

(1) 1の(1)の場合は、日曜日及び土曜日は、それぞれ「日」及び「土」と表示すること。

(2) 1の(2)の場合は、週休日と指定した日に、



と表示すること。

(3) 週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更により勤務することとなった日は、



と表示すること。

(4) 週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更により勤務を要しないこととなった日又は時間は、



と表示すること。

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例

(高知県教育関係職員必携)

(週休日及び勤務時間の割振り)

第4条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員については、その所属する市町村（市町村の組合を含む。）の教育委員会とする。以下同じ。）は、再任用短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき8時間の勤務時間を割り振るものとする。ただし、再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

(週休日及び勤務時間の割振りの特例)

第5条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

(週休日の振替等)

第6条 任命権者は、職員に第4条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、第4条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して、当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間（第4条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として人事委員会規則で定める勤務時間をいう。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

Q	<p>週休日に半日日程の研修会があり出席します。4時間の勤務を命じて振り替えることができるでしょうか。</p>
A	<p>平成20年度より柔軟な対応がとれるようになり、4時間の勤務の振替が可能になりました。</p> <p>ただし、週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更の双方を行うことができる場合には、できる限り、週休日の振替を行うこととなっています。</p> <p>また、「原則として週休日に変更される勤務日に割り振られていた時間帯と同じ時間帯に割り振るものとする」となっていた「原則として」の部分が削除され、「ただし、これと異なる時間帯に割り振ることが業務上特に必要であると認められる場合は、この限りでない」ということが付け加えられました。</p> <p>※ 振出の日の扱い・・・業務上特に必要であると認められる場合には通常の勤務時間と異なる時間帯に勤務を割り振ることが可能です。</p> <p>※ 振休の日の扱い・・・半日勤務時間の割振り変更を行い週休日に4時間の勤務を命ずる場合の、勤務時間を割り振ることをやめる時間帯については勤務日の始業の時刻から連続した4時間、又は終業の時刻まで連続する4時間でなければいけません。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>P65-10 振替Q&A—法規(6)に記載している 問13(振替等の時間帯)を参考にしてください。</p> </div> <p>※ 週休日は毎4週間につき4日以上なければなりません。</p>
<p>根拠法規 及び 通知文書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「完全学校週5日制の実施について」 (平成14年3月22日 高知県教育長 13高教職第874号) ・ 「勤務時間の割り振り等に関する教育長通知の改正について」 (平成15年8月26日 高知県教育長 15高教職第566号) ・ 「時間外勤務手当の取扱いについて」 (平成17年12月14日 高知県教育委員会事務局 教職員課長 17高教職第917号) ・ 「週休日の振替等の取扱いについて」 (平成20年3月17日 高知県教育長 19高教政第1553号)

根拠となる法令等

19高教政第1553号

平成20年3月17日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長

週休日の振替等の取扱いについて（通知）

「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」（平成6年人事委員会規則第48号。以下「規則」という。）第3条第1項に規定する週休日の振替等を行うことができる期間について、職務の特殊性その他の特別の事由により人事委員会の承認を得た場合は、勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする16週間後の日とすることができるよう規則が一部改正され、下記の対象職員及び対象業務に該当する場合について人事委員会の承認を得ましたので通知します。

なお、この取扱いは、前4週後8週の期間では週休日の振替等が困難な場合に限り適用するものです。

また、「完全学校週5日制の実施について」（平成14年3月22日13高教職第874号高知県教育長通知。以下「教育長通知」という。）の週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更の取扱いを下記のとおり一部改正しました。

つきましては、貴管内の学校に周知し、適切な取扱いをしていただきますようお願いいたします。

記

1 人事委員会の承認等の内容

(1) 対象職員

校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員

(2) 対象業務

ア 教育計画に基づく学校行事に関する業務

（例：入学式、卒業式、始業式、終業式、修学旅行、遠足、参観日等）

イ 出張命令を受けての児童生徒引率業務

（例：対外運動競技大会、学芸的大会、入試、資格試験、各種表彰等）

(3) 承認を求めた理由

学校現場においては、前4週後8週の振替期間内に振替等を行うことが困難な状況が生じていることから、振替等を行うことができる期間を16週間後の日までにするにより、これまで以上に長期休業期間への振替等ができるなど振替等を行う機会が多く確保されることから、週休日に休むことが困難な状況が少なくなるなど職員の健康維持と業務の円滑な運営が図られるため。

(4) 施行日

平成20年4月1日（同日以降に週休日の振替等を行うものから適用する。）

2 教育長通知の改正内容

別紙新旧対照表のとおり改正する。

(1) 主な改正点

ア 記の2の(2)のただし書の次に、次のとおり加える。

また、職務の特殊性その他の特別の事由により人事委員会の承認を得た場合に限り、当該勤務を命ずる日を起算日とする16週間後の日までの期間内に週休日の振替を行うことができるものであること。

イ 記の2中、「(5)」を「(6)」に、「(4)」を「(5)」に、「(3)」を「(4)」に改め、(4)に、次のただし書を加える。

ただし、これと異なる時間帯に割り振ることが業務上特に必要であると認められる場合は、この限りでない。

ウ 記の2の(2)の次に、次のように加える。

(3) 週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更の双方を行うことができる場合には、できる限り、週休日の振替を行うこと。

エ 記の3中、「(2)」を削り、「(3)」を「(2)」に改める。

オ 記の3の(2)中、「やむを得ず平日（8時間の勤務時間が割り振られている日）の半日勤務時間（4時間）の割振り変更を行い週休日に4時間の勤務を命ずる場合は」を「半日勤務時間の割振り変更を行い週休日に4時間の勤務を命ずる必要がある場合は」に改める。

(2) 主な改正理由

半日勤務時間の割振り変更について、半日勤務時間が割り振られている日と週休日との間で行うことを原則としていることを削除することにより、柔軟な運用を行うことができるようにし、職員の健康維持と業務の円滑な運営を図ろうとするもの。

(3) 施行日

平成20年4月1日（同日以降に週休日の振替等を行うものから適用する。）

○完全学校週5日制の実施について

(平成14年3月22日 13高教職第874号教育長通知) (抜粋)

新	
2	<p>週休日の振替</p> <p>(1) 所属長は業務の適正な分担、計画的な執行を図り業務が正規の勤務時間内に処理されるよう努めなければならないものであること。</p> <p>(2) 2の(1)にかかわらず、週休日に勤務を命ずる必要がある場合には、従来同様、週休日の振替ができるものであり、その期間については、勤務を命ずる日を起算日とする4週間前の日から4週間後の日までの期間とするものであること。</p> <p>ただし、授業の実施など学校運営上の必要性から、この期間内に週休日の振替を行うことができない場合には、当該勤務を命ずる日を起算日とする8週間後の日までの期間内に週休日の振替を行うことができるものであること。(15.9.1追加)</p> <p><u>また、職務の特殊性その他の特別の事由により人事委員会の承認を得た場合に限り、当該勤務を命ずる日を起算日とする16週間後の日までの期間内に週休日の振替を行うことができるものであること。(20.4.1追加)</u></p> <p><u>(3) 週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更の双方を行うことができる場合には、できる限り、週休日の振替を行うこと。(20.4.1追加)</u></p> <p><u>(4) 勤務することを命ずる必要がある日に割り振る勤務時間は、週休日に変更される勤務日に割り振られていた時間帯と同じ時間帯に割り振るものとする。</u> (20.4.1改正)</p> <p><u>ただし、これと異なる時間帯に割り振ることが業務上特に必要であると認められる場合は、この限りではない。(20.4.1追加)</u></p> <p><u>(5) 振替により新たに週休日となる日を再び振り替えることはできないものであること。</u></p> <p><u>(6) 週休日の振替を行った場合においても、週休日は毎4週間につき4日以上なければならないこと。</u></p>
3	<p>半日勤務の割振り変更</p> <p>(1) 2の(1)から<u>(6)</u>を準用する。</p> <p><u>(2) 半日勤務時間の割振り変更を行い週休日に4時間の勤務を命ずる必要がある場合は、勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する4時間の勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならないこと。(20.4.1改正)</u></p>

根拠となる法令等

このQ&Aは、平成17年12月14日（17高教職第917号）「時間外勤務手当の取扱いについて」に参考にしてくださいと添付された、県における「週休日の振替等Q&A」です。

問26～問29は、18-2時間外—法規（4）～18-4時間外—法規（6）に記載しています。
 （参考）休日の代休については、73-2休日の代休日—法規（3）・（4）に記載しています。

週休日の振替等 Q & A（改訂版）

（週休日、週休日の振替等）

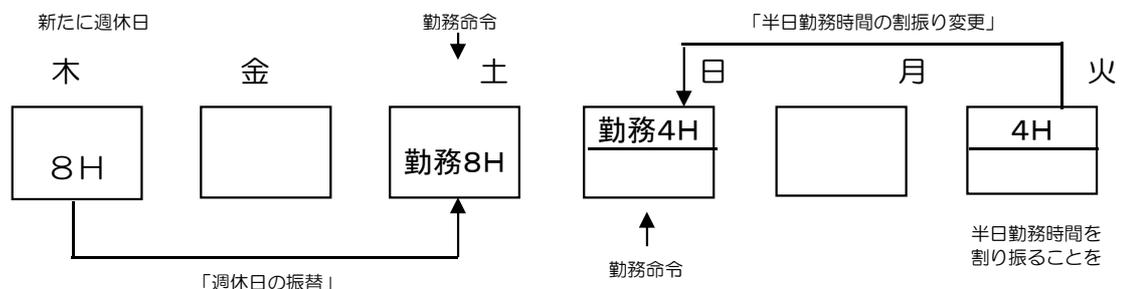
問1 「週休日」、「週休日の振替」、「半日勤務時間の割振り変更」とはどのようなものか。

答 「週休日」とは、正規の勤務時間が割り振られていない日をいい、公務運営上の事情により別に週休日を定められている職員以外の職員においては、日曜日と土曜日のことである（条例第6条第1項、第7条第1項）。

「週休日の振替」とは、勤務日（例えば木曜日）に割り振られている正規の勤務時間を、勤務を命ずる必要のある週休日（例えば土曜日）に振り替えることをいう。

また、「半日勤務時間の割振り変更」とは、勤務日（例えば火曜日）に割り振られている正規の勤務時間のうちの4時間だけを当該勤務日に割り振ることをやめ、勤務することを命ずる必要がある週休日（例えば日曜日）に割り振ることをいう。

* 「週休日の振替」及び「半日勤務時間の割振り変更」の両方を指すときは、「週休日の振替等」という。



なお、「週休日」と混同しやすいものとして、祝日等の「休日」がある。「休日」は、特に命ぜられた場合を除き勤務を要しないが、通常の勤務日と同様に勤務時間が割り振られているという点で「週休日」とは取扱いが大きく異なり、「週休日の振替等」の制度は適用されない。「休日」には「休日の代休日」の制度があり、（参考）の項にその概要を説明しているので参照のこと。

（週休日の振替の対象となる用務）

問2 週休日の振替（半日勤務時間の割振り変更を含まない。）を行うことができる場合は、どのようなときか。また、対象になる用務については、原則的に振替を実施するものとしてよいか。

答 時間外勤務の縮減と職員の週休日の確保の観点から、①研修、②イベント、③災害対応（①、②、③の用務にその他の用務を加えて8時間以上となる場合も含む。）、

④その他週休日に勤務を命ずる時間が8時間以上となることが事前に明らかである用務について、週休日の振替を積極的に活用することとしている。

また、管理職員の週休日の振替等については、前記及び問3、問4の内容に関わらず、管理職員特別勤務手当の支給対象用務で4時間又は8時間以上の勤務を要する場合が対象となる。

注：「③災害対応」とは、98豪雨時のゴミ収集業務や各戸訪問による健康チェック業務などのように事前に日程等が確定しているものを指す。

注：週休日の振替等と管理職員特別勤務手当についての考え方は次のとおり。

【管理職員特別勤務手当の支給対象用務で5時間勤務した場合】

- ① 原則として、半日勤務時間の割振り変更（4時間）を実施する。
- ② 管理職員については、同一週を原則とする必要はなく、前4週後8週で半日勤務時間の割振り変更を行うこと。週休日の振替についても同様。
また、同一週以外への週休日の振替等を行っても時間外勤務手当は支給できない。
- ③ 当該用務に管理職員特別手当の対象とならない用務（各種資料の整理等）を3時間加えて勤務時間が8時間になったとしても、週休日の振替の対象とはならない。
- ④ ①を実施した場合は、管理職員特別勤務手当の支給はない。また、半日勤務時間の割振り変更をした時間（4時間）を超える（1時間）については、勤務日に用務を行うものであることから、何らの措置は生じない。

問3 週休日の振替の対象用務である「その他週休日に勤務を命ずる時間が8時間以上となることが事前に明らかである用務」とは具体的にどのような用務か。

答 具体的な用務の例は、次に示すとおりであるが、具体の用務の内容、週休日に当該用務を命ずる必要性の有無については、所属長が個々に判断を行うこと。

- (1) 予算編成用務、議会関係用務、県民を対象とした事業等の説明会その他これに類する用務で、所属では時間管理のできない他律的な用務
- (2) 決算関係用務、政策協議への準備、県税事務所の徴収強化月間の取り組み等全庁的な日程で行っているものへの対応やその準備用務
- (3) 国等他団体への文書提出、情報公開関係用務等、期限が決められている用務

(半日勤務時間の割振り変更の対象となる用務)

問4 半日勤務時間の割振り変更を行うことができる場合は、どのようなときか。また、対象となる用務については、原則的に実施するものとしてよいか。

答 問2に対する回答の①から③までの3つの用務に限定して、半日勤務時間の割振り変更を積極的に活用することとしている。

なお、週休日の振替の対象用務と異なり、④「その他の用務」（具体的例は問3に対する回答参照）の用務は含まれないことに注意すること。

問5 下記の場合も対象となると思うがどうか。

- ① 県以外の機関が行う研修に参加しようとする場合
- ② 県以外の市町村等が主催するイベントの支援業務

答 いずれの場合も、週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更の対象となるものとして差し支えない。

(週休日の振替等の留意点)

問6 週休日の振替等を行うに当たって、どのような点に留意すればよいか。

答 週休日の振替等を行う場合における主な留意点は以下のとおり。

- (1) 週休日に特に勤務を命ずる必要がある場合に行われるものであること(条例第6条)。
- (2) 必ず事前に振替等を行い、「週休日の振替等命令簿(以下「振替等命令簿」という。)」により、職員に速やかに通知をすること(規則第6条第2項)。
- (3) 週休日の振替等により「新たに週休日となる日」又は「半日勤務時間を割り振ることをやめる日」は、原則として、「勤務を命ずる必要のある週休日」を含む1週間以内の範囲で指定すること。

業務の都合上、どうしても、その週で振替等ができない場合は、「勤務を命ずる必要のある週休日」を起算日とする前4週間、後8週間以内の日に指定できること(規則第4条第1項)。

- (4) 振り替えた後において、週休日が毎4週間につき4日以上になるようにし、かつ、勤務日等(勤務時間が割り振られた日)が連続して24日を超えないようにしなければならないこと(規則第4条第3項)。
- (5) 半日勤務時間の割振り変更を行う場合には、「半日勤務時間を割り振ることをやめる日」における残りの勤務しなければならない時間(4時間)が、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する時間となるようにしなければならないこと(規則第4条第4項)。
- (6) 週休日の振替等により「新たに週休日となる日」又は「半日勤務時間を割り振ることをやめる日」の指定に当たっては、当該職員に業務計画等を確認したうえで、業務に支障のないように定めること。
- (7) 所属内の各人の行事予定表等を活用し、所属内の職員全体に各職員の週休日の振替や半日勤務の割振り変更の状況がわかるようにしておくこと。

例 所属内のホワイトボードに当日の日付、休みとなる者の氏名を記載し、「振替」と表示。

(新たに週休日となる日の指定の留意点)

問7 週休日の振替等により、新たに週休日となる日の指定等を行う時期について、どのような点に留意すればよいか。

答 新たに週休日となる日の指定等については、できるだけ早い時期に行うことが望ましい。特に研修、イベント、災害対応以外の「その他週休日に勤務を命ずる時間が8時間以上となることが事前に明らかである用務」については、同一週内への振替を原則としていることや職員の勤務時間の安全性等を考慮し、原則として勤務する日の前の週の金曜日までに行うこと。

例 1月15日(土)に勤務：1月7日(金)までに指定

1月16日(日)に勤務：1月14日(金)までに指定

平成17年1月

日	月	火	水	木	金	土
	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16

(振替等命令簿の記載上の留意点)

問8 所属長は、週休日の振替等を行う場合には、振替等命令簿により行うこととされているが、記載等に当たってどのような点に留意すればよいか。

答 振替等命令簿の記載方法等についての主な留意点は以下のとおり(別添の記載例1を参照)。

(1) 「勤務を命ずる日」欄の記載方法

- ・ 週休日の振替等により、週休日に新たに割り振る正規の勤務時間(8時間又は4時間)を記載すること。
- ・ 振替等を行う時間(8時間又は4時間)を超えて勤務を命ずる必要がある場合、その超える部分については、時間外勤務命令簿により時間外勤務命令を行うこと。
- ・ 休憩時間は、条例に従い、必要な時間を記載すること。

(2) 「勤務の内容」欄の記載方法

- ・ 複数の用務を行う場合には、時間と内容をそれぞれ記載すること。

(3) 「同一週外への振替(25/100)」欄の記載方法

- ・ 同一週以外の勤務日との間で週休日の振替等をする場合には、週休日に割り振られた勤務時間については、一部の例外(問26~28参照)を除いて、時間外勤務手当(25/100)が支給されることから、その対象となる時間数を記載すること。

* 時間外勤務手当の月例入力に当たっては、この分の入力漏れがないように月例報告処理済欄のチェックを確実にすること。

(出勤簿の整理)

問9 所属長は、週休日の振替等を行った場合、出勤簿はどのように整理するのか。

答 次のとおり整理する。

- (1) 週休日の振替により新たに週休日となる日については「振替」と表示すること。
振替により勤務を命ぜられた元の週休日は勤務日となり、職員が押印することになる。
* なお、振替により勤務を命ぜられた元の週休日には「振替出勤（振出）」等とメモ書きしておけば、後で整理しやすい。
- (2) 半日勤務時間の割振り変更により勤務を命ぜられた日と半日の勤務時間を割り振ることをやめた日の両方に、「変更（4時間）」と表示すること。また、両日とも勤務日となるので、職員が押印することになる。
- (3) なお、勤務を命ぜられた日に出張する場合には、通常の出勤簿の取扱いどおり、「出張」と表示すること。

(同一週の考え方)

問10 土曜日にイベント等が開催される場合の「同一週」の日は、その週の月～金曜日と考えてよいか。

答 一週間は暦週でとらえることから、日曜日に始まり土曜日に終わるものであること。
下の例でいえば、1/29（土）の同一週の日は、1/23～28の日となる。

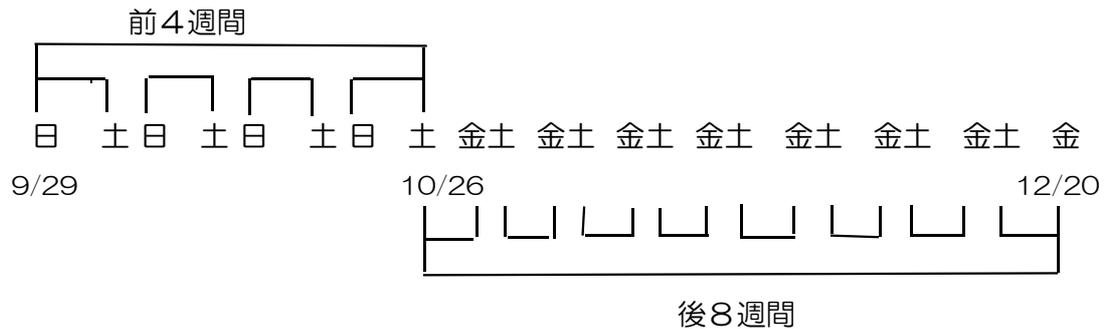
平成17年1月

日	月	火	水	木	金	土
23	24	25	26	27	28	29

(振替等ができる期間)

問11 週休日の振替等を行う場合、「勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から…8週間後の日までの期間とする」（規則第4条第1項）と規定されているが、特に勤務を命ずる必要がある日が10月26日（土）の場合、振替等ができる期間はいつからいつまでか。

答 振替等ができる期間は、勤務を命ずる必要がある日（10月26日（土））を起算日とする4週間前の日（9月29日（日））から8週間後の日（12月20日（金））までとなる。



* ただし、原則として同一週内で振替等を行うこととされている。

(再振替の可否)

問12 週休日の振替により週休日として新たに指定された日に、急に業務を命じる必要が生じたが、この場合に再度振替を行うことは可能か。

答 振替ができる週休日は当初に定められた週休日とされているため、振替により新たに週休日に指定された日については振替を行うことはできない。その日にどうしても業務を命じなければならない場合には、時間外勤務命令により業務に従事させることになる。この場合、振替により新たに週休日とされた日（勤務時間が割り振られていない日）に業務に従事することになるので、時間外勤務手当の割合は135/100（深夜は160/100）となる。

なお、半日勤務時間の割振り変更についても、同様に再度の割振り変更を行うことはできない。割振り変更により半日勤務時間の割振りをやめた日又は勤務を命じた元の週休日において、どうしても4時間を超えて業務を命じなければならない場合には、時間外勤務命令により業務に従事させることになる。この場合は、勤務時間が割り振られている日であるので、時間外勤務手当の割合は125/100（深夜は150/100）となる。

(振替等の時間帯)

問13 週休日の振替等により勤務させることとした日（土曜日又は日曜日）に従事する勤務時間帯は、平日の勤務時間帯（一般の職員の場合8:30～17:15）でなければならないか。

答 週休日の振替を行う場合において、勤務することを命ずる日に割り振る勤務時間は、原則として、週休日に変更される勤務日の始業の時刻から終業の時刻までの時間帯（8:30～17:15）となるが、業務上特に必要があると認められる場合には、これと異なる時間帯に割り振ることができる。（人事委員会委員長通知第2-2）。

また、半日勤務時間の割振り変更により週休日に勤務を命ずる場合についても、同様に業務上特に必要があると認められる場合には、始業の時刻から終業の時刻までの時間帯の範囲外でも割り振ることができる（人委員会委員長通知第2-3）。

ただし、やむを得ず深夜勤務の対象となる時間帯（22:00～5:00）に勤務を命ずる必要がある場合は、原則として振替等による勤務時間の割振りを行わず、時間外勤務

命令により対応するものとする。

休憩時間は、平成19年4月1日より廃止になっています。

(週休日の振替等により勤務日となった日の休憩時間等の取扱い)

問14 週休日の振替等により、新たに勤務日とされた日の休憩時間、休憩時間については、どのように置けばよいか。

答 通常の勤務日と同じ時間帯に置くことが適当であるが、業務の都合上これと異なる時間帯に置くことも、条例、規則の範囲内で行える。また、半日勤務時間の割振り変更の際にも休憩時間を置くことができるものであること。

(参考)

- ・「休憩時間は勤務時間が6時間を超える場合には少なくとも45分以上、8時間を超える場合は少なくとも1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならない」(条例第7条)
- ・「休憩時間は1日の正規の勤務時間が4時間を超えるときはできる限り、4時間につき15分の休憩時間を置かなければならない。」(規則第5条)

(半日勤務時間の取扱い)

問15 土曜日にイベントのため8:30~10:30、17:30~19:30に勤務を命ずる必要があるが、半日勤務時間の割振り変更により対応することは可能か。

答 このような場合は、2時間、2時間の時間外勤務命令により対応すること。

これは、振替等はその趣旨から、通常の勤務日の全日(8時間)又は半日の勤務時間(4時間)を一つの勤務として週休日に割り振る必要があるとされており、設問の場合は振替等を行うためにはあまりにも拘束時間が長くなり、適当でないため。

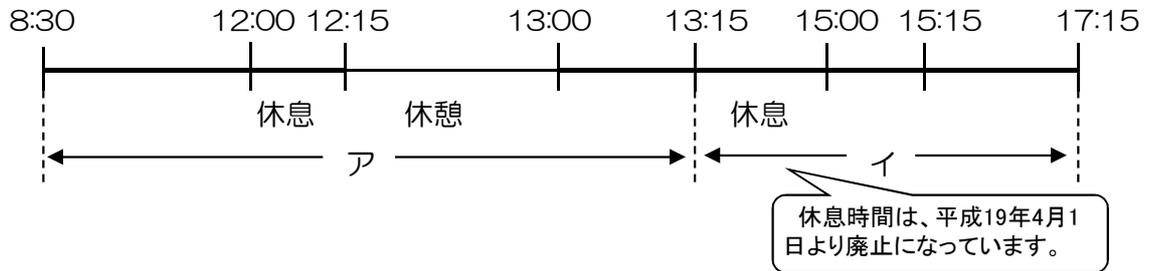
なお、前の設問にもあるように、4時間勤務の場合でも休憩時間を置くことはでき、昼食等の時間をとることは差し支えない。

問16 週休日に4時間の勤務を命ずる必要があることから、半日勤務時間の割振り変更を行う場合、割振り変更により4時間の勤務時間となった平日の勤務時間帯はどうなるか。

答 半日勤務時間の割振り変更を行う場合には、勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならないとされており(規則第4条第4項)、実際に勤務する時間としては、下図ではア又はイのいずれかとなる。

ここでアの勤務時間に勤務させる場合に、新たに勤務時間を設定し直したり、休憩時間を省略することはできない。この「連続する勤務時間」には、休憩時間をはさんで引き続く勤務時間が含まれるとされている（人事委員会委員長通知第2-5）

この点、年次有給休暇や夏期休暇の半日の考え方（休憩時間の前後の勤務時間をそれぞれ半日とする。）とは異なるので留意すること。



（通常日の勤務日の時間外勤務との振替等）

問17 通常の勤務日における正規の勤務時間の終了後、4時間の勤務を命ずる必要がある場合、他の勤務日の4時間と振り替えることはできないか。

答 週休日の振替等は、あくまで「週休日」に勤務を命ずる必要がある場合に使用することができる制度であり、勤務日の正規の勤務時間外の勤務を振り替えることはできない。このことは、半日勤務時間の割振り変更についても同様である。

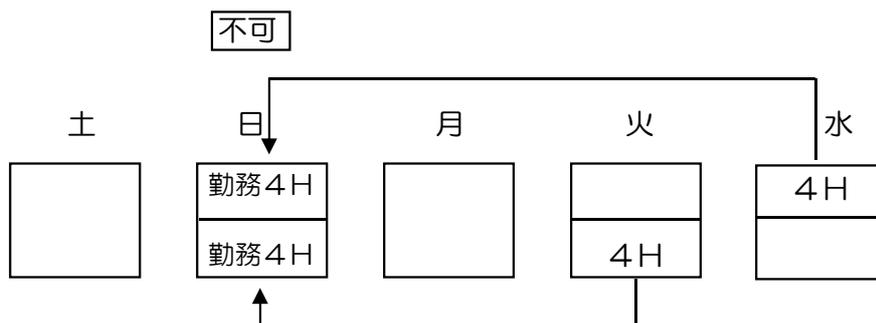
（8時間勤務を命ずる場合の振替の方法）

問18 週休日に8時間の勤務を命ずる必要があるが、同一週の勤務日と振り替えることができない場合は、同一週の2勤務日の半日勤務時間の割振り変更を行うことで対応することが可能か。

答 一つの週休日を二つの勤務日にそれぞれ半日勤務時間の割振り変更を行うことはできない。

これは、最初の半日勤務時間の割振り変更が行われた段階で、当該週休日は勤務時間が割り振られた日となり、その日は既に週休日ではなくなっていることから、「週休日に特に勤務を命ずる場合」という振替等の要件を欠くことになるからである。

なお、こうした場合は、人事委員会委員長通知（第2-1）で半日勤務の割振り変更と週休日の振替の双方を行うことができる場合には、できる限り週休日の振替を行うものとされており、原則として4時間の割振り変更と4時間の時間外勤務命令ではなく、同一週以外でも週休日の振替を行うようにすること。



(2日分の勤務時間とその振替)

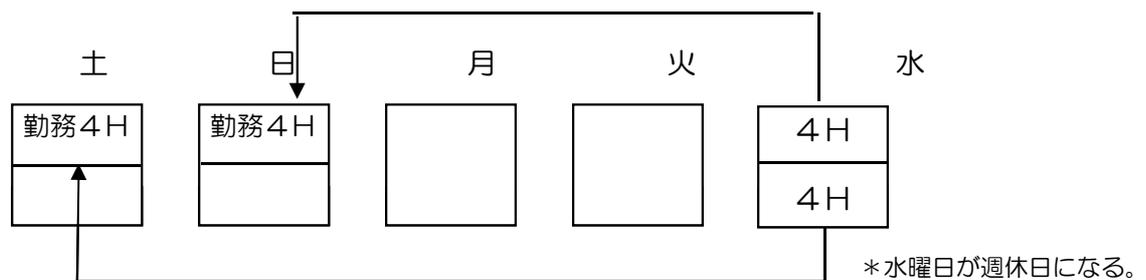
問19 土曜日と日曜日にそれぞれ4時間ずつ勤務を命ずる必要がある場合は、次のいずれの方法によるべきか。

- ① 別の日についてそれぞれ半日勤務時間の割振り変更を行う。
- ② 同じ8時間勤務日の午前4時間及び午後4時間についてそれぞれ半日勤務時間の割振り変更を行う。

答 まず、1人の職員の週休日の勤務が続くことは、好ましいことではないので、可能な限り別の職員に土曜日又は日曜日の勤務をそれぞれ命じることが望ましい。

どうしても同一の職員でしか対応ができない場合は、①及び②の方法とも可能であるが、①の方法によると、週休日が確保できなくなるため、同一週での変更という原則からははずれるが、②の方法によることが適当である。

この場合、次の例では、土曜日の属する週は正規の勤務時間が44時間となるので、40時間を超える部分(4時間)は労働基準法(以下「労基法」という。)上の割増し賃金を支払う必要があり、25/100の時間外勤務手当の支給が必要となる。



(振替後に勤務の必要がなくなった場合)

問20 イベントの運営のため、その当日の週休日に勤務が必要であることから、当該週休日を前4週間以内において振り替えたが、イベントが中止になることが決まった。既に振替後の週休日を消化済みであるが、イベント当日の勤務についてどのように対応すればよいか。

答 振替により新たに週休日となった日がまだ到来していない場合には、週休日の振替命令を取り消すことが可能であるが、新たに週休日となった日を既に休んでいる場合は、当日は平常どおり勤務することになる。

なお、設問のような場合は、特に勤務を要する必要がなくなったわけであり、年休を取得することにより休むことについては、特に問題はない。

半日勤務時間の割振り変更についても同様。

(振替等の対象となる勤務時間)

問21 日曜日の13:00から17:00まで東京で行われる研修に職員を参加させる場合、週休日の振替になるか、半日勤務の割振り変更になるか。

答 週休日の振替や半日勤務時間の割振り変更が行われた場合は、これにより勤務時間が割り振られた時間は平常の勤務時間となるので、通常の出張における移動と同様に取り扱うことになる。したがって、移動時間帯も振替等の対象時間に含めて差し支えない。(ただし、自宅発着の場合は、公署発着の場合に通常必要な移動時間が限度になる。)

設問の場合は、東京への移動時間を含めて8時間(1日)以上になる場合は週休日の振替を行うことができる。なお、この場合、振替を命令する時間は実質的な業務を命ずる時間(設問の場合は13:00~17:00)を含めた8時間以内とすること。

問22 日曜日に県外で行われる研修に職員を参加させるため、前日の土曜日を移動日として旅行命令を行う場合で、移動時間だけで8時間又は4時間が必要となった場合は、当該土曜日は振替等の対象となるか。

答 当該土曜日が単なる移動日である場合は、振替等の対象とならない。

問23 例えば、イベントの準備、移動時間や後片付け等の所要時間に7時間程度が予想される場合、イベントに関する業務以外の時間も含め、振替を積極的に適用することとしてよいか。それとも、半日の振替等を行い、3時間は時間外対応とすべきか。

答 イベントに関する用務(準備、移動時間、後片付け等の関連業務を含む。)にその他の用務を加えて8時間以上となる場合は、週休日の振替を行うことができる。

その他の用務がない場合は、半日勤務時間の割振り変更を行い、残りの時間は時間外勤務として取り扱うことになる。

(週休日の振替等と時間外勤務手当)

問24 イベント運営のため、日曜日の朝7時から夜23時まで勤務する必要がある場合に週休日の振替を行ったが、時間外勤務手当の割合はどうなるか。

答 この日は週休日の振替により通常の勤務日(正規の勤務時間が割り振られた日)になるので、時間外勤務手当の率は、125/100(22:00以降は150/100)となる。

半日勤務時間の割振り変更により4時間の勤務時間を割り振った日、また、4時間の勤務時間が残った日も、正規の勤務時間が割り振られている日であるので同様。

例 8:30~17:15に勤務時間を割り振り、この間に45分休憩を指定した場合

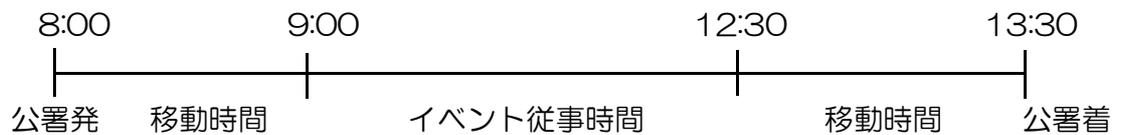


割合 125/100 125/100 150/100

* なお、勤務時間が8時間を超える場合は、1時間以上の休憩を与えなければならないので、時間外勤務を命じた時間帯に15分以上の休憩を取得させなければならない。

問25 イベント用務のため半日勤務の割振り変更を行う場合、イベント会場への移動のために運転する者と同乗者は同じ扱いでよいか。

答 運転する場合も同乗する場合も移動時間帯は振替等の対象として差し支えないので、移動時間を含めて4時間以上ある場合は、割振り変更の対象となる（この点、時間外勤務命令の場合とは異なることに注意。）。なお、運転する職員については、公署から目的地までの往復の運転時間は時間外勤務の対象としているが、この場合でも、割振り変更を命令する時間は実質的な業務を命令する時間（下の例では9:00~12:00）を含む4時間とすること。



公用車運転者 8:30~12:00 半日勤務時間の割振り変更
8:00~8:30、12:30~13:30 時間外勤務

同乗者 8:30~12:30 半日勤務時間の割振り変更

* まずイベント従事に係る時間帯の割振り変更を行うことから、例えば同乗者については、「8:00~12:00を半日勤務時間の割振り変更、12:00~12:30を時間外勤務」とはしないことに注意。

根拠となる法令等

15高教職第566号

平成15年8月26日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長

勤務時間の割振り等に関する教育長通知の改正について（通知）

うえのことについて、平成14年3月22日付け13高教職第874号の高知県教育長通知（完全学校週5日制の実施について）の一部を下記のとおり改正しました。

これにより、週休日の振替は、勤務を命じられた日を起算日とする8週間後の日までの期間内で行うことができることとなります。しかし、あくまで学校運営上の必要性からやむを得ない場合に限るものであり、原則的には職員の休息や疲労回復の機会の早期確保を念頭に置き、勤務を命じられた日を起算日とする4週間後の日までの期間内で振替えを行うように努めることが必要ですので、その旨管内各学校長にご指導をお願いします。

記

1 改正内容

- (1) 通知の前文中、「勤務時間、休暇及び勤務時間」を「勤務時間、休日及び休暇」に改める。
- (2) 記の1の(2)のイ中、「超えないように」を「超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないように」に改める。
- (3) 記の1の(2)のウ中、「第3項」を「第4項」に改める。
- (4) 記の2の(2)に、次のただし書を加える。

ただし、授業の実施など学校運営上の必要性から、この期間内に週休日の振替えを行うことができない場合には、当該勤務を命ずる日を起算日とする8週間後の日までの期間内に週休日の振替えを行うことができるものであること。

2 施行日

平成15年9月1日

完全学校週5日制の実施について

平成14年3月22日
13高教職第874号
高知県教育長通知

改正 平成15年8月26日 15高教職第566号 教育長通知

労働基準法施行規則第67条の規定に基づく教育職員の労働時間についての特例措置が平成14年3月31日をもって終了し、平成14年4月1日から完全学校週5日制が実施されます。

その実施に当たっては、公務能率の増進と厳正な服務規律の確保に一層努めるとともに、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の規定はもとより、下記の事項に留意して適正に取り扱うようにしてください。

なお、「学校週5日制の実施に伴う公立学校職員の週休日及び勤務時間の割振り等について」（平成7年3月10日付け6教義第1335号）は、廃止します。

記

1 勤務時間の割振り

(1) 公立学校に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割りに関する規則（平成4年高知県教育委員会規則第6号）を廃止するので、公立学校における平成14年4月1日以降の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり40時間、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき8時間を割り振ること。

(2) 特別の形態によって勤務する必要がある職員の週休日及び勤務時間の割振りの取扱い

ア 4週間ごとの期間について、週休日及び勤務時間の割振りを行い、当該期間内に勤務を要しない日を8日以上設け、かつ、正規の勤務時間が割り振られた日が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないように定めるものであること。

イ 職務の特殊性又は特殊の必要により、アにより難い職員については、週休日を毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、正規の勤務時間を割り振られた日が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないようにする場合に限り、人事委員会と協議して別に定めることができるものであること。

ウ 土佐海援丸の職員については、従来どおり（公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第3条第4項）の取扱いとすること。

2 週休日の振替え

(1) 所属長は業務の適正な分担、計画的な執行を図り業務が正規の勤務時間内に処理されるよう努めなければならないものであること。

(2) 2の(1)にかかわらず、週休日に勤務を命ずる必要がある場合には、従来同様、週休日の振替えができるものであり、その期間については、勤務を命ずる日を起算日とする4週間前の日から4週間後の日までの期間とするものであること。

ただし、授業の実施など学校運営上の必要性から、この期間内に週休日の振替えを行うことができない場合には、当該勤務を命ずる日を起算日とする8週間後の日までの期間内に週休日の振替えを行うことができるものであること。

(3) 勤務することを命ずる必要がある日に割り振る勤務時間は、原則として週休日に変更される勤務日に割り振られていた時間帯と同じ時間帯に割り振るものとする。

- と。
- (5) 週休日の振替えを行った場合においても、週休日は毎4週間につき4日以上なければならないこと。
- 3 半日勤務時間の割振り変更
- (1) 2の(1)から(5)を準用する。
- (2) 半日勤務時間の割振り変更は、半日勤務時間が割り振られている日と週休日との間で行うを原則とすること。
- (3) やむを得ず平日(8時間の勤務時間が割り振られている日)の半日勤務時間(4時間)の割振り変更を行い週休日に4時間の勤務を命ずる場合は、勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する4時間の勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならないこと。
- 4 週休日の振替え及び半日勤務時間の割振り変更の指定簿等
- (1) 1の(1)の場合は、週休日の指定する一覧表の作成は必要ないこと。
- (2) 1の(2)アの場合は、「週休日の指定一覧表」(別紙様式1)により週休日を指定し職員に明示すること。
- (3) 2及び3の場合には、「週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更簿」(別紙様式2)により、当該職員に確認させた上で行うこと。
- (4) 上記(3)の他、個々の職員ごとに、「職員別週休日等の振替簿」(別紙様式3)を作成し、職員の異動に当たっては、当該書類(上記(2)に該当する場合は「週休日の指定一覧表」を含む。)の写しを異動先の所属長に送付すること。
- 5 出勤簿の取扱い
- 職員の出勤簿は次のように表示することとする。
- (1) 1の(1)の場合は、日曜日及び土曜日は、それぞれ「日」及び「土」と表示すること。
- (2) 1の(2)の場合は、週休日と指定した日に、
- 
- と表示すること。
- (3) 週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更により勤務することとなった日は、
- 

- と表示すること。
- (4) 週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更により勤務を要しないこととなった日又は時間は、
- 

- と表示すること。

<p>Q</p>	<p>祝日に学校行事を行うために勤務を命ずることはできますか？その場合の勤務の態様はどのようになりますか？</p>																												
<p>A</p>	<p>祝日は正規の勤務時間が割り振られている日ですが、国民がこぞって祝い、感謝し、又は記念するという趣旨のもと、特に勤務を命じられない限り勤務することを要しない日とされていることから、週休日とは異なります。</p> <p>祝日に行事を実施するのは、学校長が学校運営上やむを得ないと判断した場合に限るとされています。計画にあたっては、祝日にその行事を行うことによって大きな成果を得られるかどうか、また地域との関わりや地域のコミュニティーとして学校に求められている役割・目的等も十分に考慮する必要があります。</p> <p>また、祝日に実施できる学校行事とは、「学芸的行事、体育的行事および修学旅行的行事をさすものであること。」とされています。近年、儀式的行事である卒業式を春分の日に実施するなどの事例もあるようですが、祝日の意義を十分に考慮したうえで、趣旨に反しない範囲で判断することが重要になります。</p> <p>学校長がやむを得ないと判断し、祝日に勤務を命じた場合は、その祝日を起算日とする8週間後までの期間内に、代休日指定簿により「代休日」を指定することができます。</p> <p>代休日が指定できるのは割り振られた勤務時間の全部を勤務した場合です。</p> <p>代休日の指定は、公務の運営の状況を考慮し、できる限り休日に勤務することを命ずると同時に行います。代休日の指定後、代休の再指定はできません。</p> <p>以上のことを留意して判断します。</p>																												
<p>根拠法規 及び 通知文書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「休日の代休日について」 (平成7年3月30日 高知県教育長 6教義第1412号) ・「公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の施行について(通知)」の一部改正について(通知) ・公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例 第10条・第11条 ・公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例 第9条 																												
<p>記載事例</p>	<p>出勤簿処理</p> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <tr> <td>月</td> <td>火</td> <td>水</td> <td>木</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>2</td> <td>3(祝)</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>清水</td> <td>清水</td> <td>清水</td> <td>代休</td> </tr> </table> <table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td>土</td> <td>日</td> <td>月</td> <td>火</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>3(祝)</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>土</td> <td>振出</td> <td>休日</td> <td>振休</td> </tr> <tr> <td></td> <td>清水</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	月	火	水	木	1	2	3(祝)	4	清水	清水	清水	代休	土	日	月	火	2	3(祝)	4	5	土	振出	休日	振休		清水		
月	火	水	木																										
1	2	3(祝)	4																										
清水	清水	清水	代休																										
土	日	月	火																										
2	3(祝)	4	5																										
土	振出	休日	振休																										
	清水																												

Q	<p>祝日に学校行事があり、代休日を指定した後、勤務を命じられた祝日に年休の申し出があった場合の取り扱いはどのようになりますか。</p>																		
A	<p>代休日の指定は無効となり、年休ではなく「休日」扱いとなります。また、時間単位で申し出があった場合は勤務日の翌日から7日以内に、勤務時間に相当する時間内で職務に専念する義務を免除します（校長専決）。事務職員・栄養職員は職免ではなく、休日勤務手当が支給されます。（時間外勤務については別記）</p> <p>※ 割り振られた全勤務時間を勤務した場合に「代休日」を指定できるため、その職員は代休日が無効になり「勤務日」となります。</p> <p>※ 職免は勤務した時間帯と同じ時間帯でなくてもかまいません。</p>																		
<p>根拠法規 及び 通知文書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「休日の代休日について」 （平成7年3月30日 高知県教育長 6教義第1412号） ・公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例 第10条・第11条 ・公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例 第7条第1項 																		
<p>記載事例</p>	<p>例：午前中のみ勤務した場合の出勤簿・学校日誌の処理</p> <table border="1" data-bbox="501 1310 1222 1608"> <thead> <tr> <th>木（祝）</th> <th>金</th> <th>土</th> <th>日</th> <th>月</th> <th>火</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>○ 清水</td> <td>○ 清水</td> <td>土</td> <td>日</td> <td>休 ○ 清水 ○ 職免</td> <td>○ 清水</td> </tr> </tbody> </table> <p>3日の日誌に 清水 8:15～12:15 勤務 7日の日誌に 清水 11/3の職免 4時間</p>	木（祝）	金	土	日	月	火	3	4	5	6	7	8	○ 清水	○ 清水	土	日	休 ○ 清水 ○ 職免	○ 清水
木（祝）	金	土	日	月	火														
3	4	5	6	7	8														
○ 清水	○ 清水	土	日	休 ○ 清水 ○ 職免	○ 清水														

根拠となる法令等

11教職第299号
平成11年9月22日

各市町村（学校組合）教育長
各 教 育 事 務 所 長 様
各 県 立 学 校 長

高 知 県 教 育 長

「公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する
条例の施行について（通知）」の一部改正について（通知）

昭和46年12月25日付け46義第726号通知（公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の施行について）の一部を下記のとおり改正しますので、平成11年10月1日以降は適正な取扱いをお願いします。

記

（改正する内容）

三 公立学校の教育職員の正規の勤務時間をこえる勤務等

（3）の（イ）の項

学校行事とは、学芸的行事、体育的行事および修学旅行的行事を指すものであること。この場合における学校種別ごとの学校行事とは、それぞれの学習指導要領に定める上記学校行事に相当するものであることに留意すること。

なお、学芸的行事および体育的行事については、突発的、緊急事態で、緊急の措置を必要とするものに限るものであること。

のうち、

「なお、学芸的行事および体育的行事については、突発的、緊急事態で、緊急の措置を必要とするものに限るものであること。」

を、

「なお、学校行事については、あらかじめ予定されていても、業務内容が通常の授業とは異なることから「臨時の業務」とみなすものであること。」

に改める。

（注意事項）

- 1 学校行事は、「公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例」第6条第2項の臨時の業務とみなすものであること。
- 2 休日（祝日）は、国民がこぞって祝い、感謝し、または記念するという趣旨のもと、休日に学校行事を実施するのは、校長が特に学校運営上やむを得ないと判断した場合に限ること。
- 3 休日に割り振られた勤務時間の全部について勤務を命じた場合は、「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」第11条の規定により、代休を与えるものとする。

各市町村（学校組合）教育長 様

高 知 県 教 育 長

休日の代休日について（通知）

このことについて、別添のとおり「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」及び「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」の一部が改正され、平成7年4月1日から施行されることとなりました。その内容については下記のとおりですので適切な運用をお願いします。

なお、運用に当たっては、公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例（昭和46年高知県条例第40号）に十分留意してください。

記

1 休日の代休日の趣旨

- (1) 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日に割り振られた勤務時間の全部について、特に勤務することを命じた場合に、当該休日に代わる日として、当該休日後の勤務日を代休日として指定することができる。
- (2) 代休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合に、指定された代休日に特に勤務することを命ぜられたときを除き、勤務することを要しない。

2 休日の勤務

休日勤務の場合、割り振られた正規の勤務時間の初めから終わりまでの全てを勤務した場合は、代休日を指定することができるが、正規の勤務時間の時間数と同じであっても、時間帯が異なる勤務は「休日の全勤務時間を勤務した」ことにはならず、代休日を指定することはできない。

3 代休日の指定

- (1) 任命権者は、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日までの期間内にあり、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数（時間帯が異

なる場合であってもよい。)の勤務時間が割り振られた勤務日(休日を除く。)について、公務の運営の状況を考慮して代休日の指定を行うことができる。

- (2) 代休日の指定は、代休日指定簿(別紙様式)により行うものとし、できる限り休日に勤務することを命ずると同時に行うこと。
- (3) 職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨を申し出た場合は、代休日は指定しないこと。
- (4) 代休日の指定後、代休日に勤務を命ぜられた場合は、代休の再指定はできないこと。
- (5) 休日と週休日が重なる場合は、当該休日は週休日であり、代休日を指定できないこと。

4 給与の取扱い

- (1) 代休日が指定された場合は、当該休日の勤務に対して休日勤務手当は支給されない。
- (2) 代休日の指定後、代休日に勤務を命じた場合は、代休日の勤務に対して休日勤務手当(135/100)が支給される。(教育職員を除く。)
- (3) 代休日が指定された場合で、当該休日又は代休日において正規の勤務時間外に勤務することを命じた場合には、当該休日については、通常の勤務日における時間外勤務手当(125/100又は150/100)が、代休日については、休日における時間外勤務手当(135/100又は160/100)が支給される。(教育職員を除く。)

5 出勤簿の取扱い

出勤簿は次のように表示すること。



根拠となる法令等

平成17年12月14日（17高教職第917号）
「時間外勤務手当の取扱いについて」より抜粋

（参考）休日の代休日

（休日、休日の代休日）

問1 「休日」、「休日の代休日」とはどのようなものか。

答 「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）及び12月29日から翌年1月3日までの日（祝日法による休日を除く。「年末年始の休日」という。）をいう。休日には、特に勤務を命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務をすることを要しないとされている。（条例第10条）。
「休日の代休日」とは、休日に代わる日として指定された勤務日等のことをいう。代休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務をすることを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。（条例第11条）

* 祝日が日曜日に当たり、その翌月の月曜日が振替休日となる場合は、日曜日（祝日であるが休日ではない）でなく、振替休日となる月曜日が条例第10条にいう休日となる。

（注）労基法の「休日」

労基法でいう「休日」は、条例にいう「週休日」と同義に使われており、条例にいう「休日」とは異なることに注意すること。

（代休日の指定の留意点）

問2 休日の代休日を指定するに当たって、どのような点に留意すればよいか。

答 主な留意点は以下のとおり（条例第11条、規則第10条）。

- （1） 休日には既に勤務時間が割り振られていることから、代休日の指定をするためには、この時間帯のすべて（一般の職場の場合8:30～17:15）について勤務を命ずることが必要である。したがって、休日の勤務時間の一部についてのみ、勤務を命じた場合には、代休日を指定することはできない。
- （2） 代休日の指定は、当該休日前に行わなければならない。
- （3） 代休付与の対象期間は、勤務を命じた休日を起算日とする8週間後までの期間とすること。なお、代休日については同一週以外に付与しても、週休日の振替等とは異なり、25/100の時間外勤務手当は支給されない。
- （4） 職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨を申し出た場合は、代休日を指定しないものとする。

(半日単位又は時間単位の代休)

問3 休日の全勤務時間に満たない勤務を命ずることとなった場合に、半日単位又は時間帯で代休を指定することはできないか。

また、週休日の振替等と同様に、休日において業務の都合による勤務時間帯の指定ができないか。

答 休日の代休制度においては、半日単位又は時間単位の代休指定は認められない。

また、休日にはもともと勤務時間が割り振られており、代休日を指定する場合、業務上の都合があっても、勤務を命ずる休日の勤務時間帯を変更することは認められない。

(代休日指定簿)

問4 代休日の指定は、代休日の指定簿により行うこととされているが、どのような点に留意すればよいか。

答 代休日の指定は、代休日指定簿によりできる限り休日に勤務することを命ずると同時にを行うこと。代休日指定簿の記載方法等についての主な留意点は以下のとおり（別添の記載例2を参照）。

- (1) 指定簿は、休暇届や時間外勤務命令簿と同様、職員別に整理するように様式を定めている。
- (2) 「勤務を命ずる休日の勤務時間」欄の記載方法
 - ・ 勤務を命ずる休日の日付及び時間帯等を記載する。一般の職場では時間帯等は8:30～17:15（8時間）となる。なお、始業時刻、終業時刻等に変更できないので注意すること（この点、週休日の振替等と異なる。）。
 - ・ 併せて時間外勤務を命令する場合には、時間外勤務命令簿により同時に命令を行うこと。この場合、時間外勤務手当の率は125/100（深夜は150/100）となる。
- (3) 「代休日となる勤務日の勤務時間」欄の記載方法
代休日として指定する勤務日等の日付及び時間帯等を記載する。（2）と同様に、一般の職場では時間帯等は8:30～17:15（8時間）となる。
- (4) 出勤簿には代休日として指定された勤務日に「代休」と表示する。

(代休日を指定した場合の時間外勤務手当等)

問5 休日に特に勤務することを命じ、休日の代休日を指定した場合において、休日及び休日の代休日の時間外勤務手当等の取扱いはそれぞれどうなるか。

答 (1) 休日の正規の勤務時間外に勤務した場合は、通常の勤務日における時間外勤務と同じ扱いになる。

(2) 代休日に勤務する必要がある場合は、通常の休日に勤務する場合と同じ取扱いとなる。

なお、代休日に再度代休日を指定することはできない。

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例 (高知県教育関係職員必携)

(休日)

第10条 職員は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。次条第1項において「年末年始の休日」という。）についても、同様とする。

(休日の代休日)

第11条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である第4条第2項、第5条又は第6条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、人事委員会規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（休日を除く。）を指定することができる。

- 3 前項の規定により代休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則 (高知県教育関係職員必携)

(代休日の指定)

第9条 条例第11条第1項の規定に基づく代休日（同項に規定する代休日をいう。以下同じ。）の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等（休日を除く。）について行われなければならない。

- 2 任命権者は、職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨申し出た場合には、代休日を指定しないものとする。

公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例 (高知県教育関係職員必携)

(休日勤務等の代替の職務専念義務免除)

第7条 任命権者（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する教育職員については、その所属する市町村（市町村の組合を含む。）の教育委員会とする。次項において同じ。）は、休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた教育職員（公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第11条第1項の規定により代休日を指定され、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した者を除く。）には、当該勤務日の翌日から7日以内に当該勤務時間に相当する時間の範囲内で1時間を単位として職務に専念する義務を免除するものとする。

<p>Q</p>	<p>祝日に大会があり、参加します。生徒引率であるし旅費もあるので、出張にしたいということですが、できますか。</p> <p>また、雨天により土日開催の大会が延期になり、予備日である祝日に参加することとなった場合も出張にできますか。 (祝日の出張が認められるか)</p>																				
<p>A</p>	<p>できません。</p> <p>いずれの場合も、祝日の場合『教育職員の場合「臨時的業務」に該当する場合のみ勤務を命ずることができる』となっているため、大会引率ではその業務と見なすことができないので、出張にはできません。</p> <p>また、延期になった場合の処理として、速やかに出張命令の取り止め・週休日の振り替えの取り消しを行います。</p> <p>※ 特殊業務手当の申請はできるので、部活動か対外運動競技での処理をして下さい。</p>																				
<p>根拠法規 及び 通知文書</p>	<p>・ 「公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例」 第6条第2項 高知県教育関係職員必携</p> <p>臨時的業務とは</p> <p>1,生徒の実習に関する業務 2,学校行事に関する業務 3,教職員会議に関する業務 4,非常災害時等やむを得ない場合に必要な業務</p> <p>以上の項目に該当するもののみ認められます。</p> <p>※ 「特殊業務手当の運用について」 (高知県教育関係職員必携) 「教員特殊業務手当及び教育業務連絡指導手当の取り扱いについて」 (高知県教育関係職員必携)</p>																				
<p>記載事例</p>	<p>【土・日の二日分出張を命令していたが、日曜は雨で延期となり取り止めた場合の処理事例】</p> <p>振替の取り止め処理 「出勤簿」・・・二重線で見え消し処理をする</p> <table border="1" data-bbox="408 1559 999 1731"> <tr> <td>土</td> <td>日</td> <td>月</td> <td>火</td> <td>水(祝)</td> </tr> <tr> <td>振</td> <td>振</td> <td>振</td> <td>振</td> <td></td> </tr> <tr> <td>清</td> <td>出</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>出</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>「週休日の勤務時間割り振り変更簿」・「職員別週休日等の振替簿」・「特殊業務整理簿」等も同じように二重線で見え消し処理をすること。</p>	土	日	月	火	水(祝)	振	振	振	振		清	出				出				
土	日	月	火	水(祝)																	
振	振	振	振																		
清	出																				
出																					

根拠となる法令等**特殊勤務手当の運用について（高知県教育関係職員必携）**

2 教員特殊業務手当（別表第2の4）における次の各号に掲げる事項については、当該各号に掲げるところによるものとする。

(7) 「泊を伴うもの」には、2日以上の旅の最終日における指導業務を含む。

(8) 「人事委員会が定める対外運動競技等」は、次のア及びイに掲げる要件に該当するものであって、任命権者が定めたものとする。

ア その運動競技等が国若しくは地方公共団体の開催するもの又は市、郡若しくはこれと同等以上の区域を単位とする学校体育団体若しくは教育研究団体の開催するものであること。

イ その運動競技等への参加が学校教育活動として、学校により直接計画・実施されるものであること。

(9) 「対外運動競技等」には、例えば音楽コンクール及び演劇コンクールが含まれる。

(10) 「学校の管理下において行われる」とは、学校における教育活動の一部としてその管理の下に行われることをいう。

(11) 「児童又は生徒に対する指導業務」とは、あらかじめその部活動の指導を担当することとされている教員が、当該担当に係る部活動において児童又は生徒を直接指導する業務をいう。なお、この指導業務には部活動の一部として行われる対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務（対外運動競技等における指導業務で泊を伴うものを除く。）を含むものとする。

(12) 「学校体育団体」とは、「高知県中学校体育連盟」、「幡多地区中学校体育連盟」、「高知県高等学校体育連盟」、「高知県高等学校野球連盟」等をいう。

(13) 「教育研究団体」とは、「高知県高等学校音楽連盟」、「四国高等学校タイプライティング連盟」、「高知県高等学校家庭クラブ連盟」等をいう。

- (14) 地方公共団体が開催する競技会等にあつては、町又は村単位のものも該当するが、学校体育団体又は教育研究団体が開催する競技会等にあつては、市郡以上の区域を単位とする団体が開催するものに限るものとする。
- なお、これら団体が開催する競技会等に限られるので、これら団体が他の団体と共催する場合は該当するが、後援のみで主催団体にならない場合は該当しないものとする。
- (15) 競技会等への参加が学校により直接計画・実施されるものに限られるので、例えば国民体育大会への参加が学校教育活動として行われる場合は該当するが、選抜チームに生徒が個人として参加する場合又は個人競技に生徒が単独に参加する場合のようにその参加が社会体育の領域になる場合は該当しないものとする。
- (16) 美術展覧会や書道展覧会のように児童又は生徒の作品のみの場合であっても、その展覧会の見学等が学校教育活動として行われる場合は、競技会等への参加に該当するものとする。
- (17) 児童又は生徒を引率して行う業務に従事する職員数は任命権者が定めた基準によるものとする。
- (18) 「週休日（公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号。以下「公立学校職員の勤務時間条例」という。）第4条第1項に規定する週休日。以下同じ。）」に業務に従事した時間でも勤務の割振変更で、その日が勤務日等（公立学校職員の勤務時間条例第4条第2項、第5条又は第6条の規定により勤務時間が割り振られた日）となっている場合には「週休日」には該当しないものとする。

教員特殊業務手当及び教育業務連絡指導手当の取り扱について (高知県教育関係職員必携)

(1) 支給の対象

小学校・中学校等教育職給料表又は高等学校等教育職給料表の2級又は1級の適用を受ける職員であること。

(2) 支給の範囲及び条件

ア 支給対象職員が学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動で任命権者が定めたものをいう。）における児童又は生徒に対する指導業務で公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号。以下「公立学校職員の勤務時間条例」という。）第4条第1項に規定する週休日（以下「週休日」という。）、週休日等以外の土曜日又はこれに相当する日に行われ心身に著しい負担を与えると認められる程度に及ぶときであること。

イ 「学校の管理下において行われる」とは、学校における教育活動の一部としてその管理の下に行われることをいい、また、「児童又は生徒に対する指導業務」とは、あらかじめその部活動の指導を担当することとされている教員が当該担当に係る部活動において児童又は生徒を直接指導する業務をいう。なお、この指導業務には部活動の一部として行われる対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務（人事委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日等に行うものを除く。）を含むものであること、したがって、対外運動競技等であってもそれが部活動の一環として行われるものに係る指導業務は、部活動手当に係る指導業務として取り扱うことができること。

ウ 心身に著しい負担を与えると認められる程度として、公立学校職員の勤務時間条例第9条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間等において当該業務に従事した時間が引き続き4時間程度であることとしたこと。

エ この業務に従事した時間の取り扱いとして、部活動が行われている途中において、休憩、昼食等のため一時的に指導業務が中断した時間があっても事実上引き続いてっていると認められる場合は、当該中断時間も業務に従事した時間として取り扱うことができること。

オ 練習試合等のため児童又は生徒が学校に集合し、試合等の終了後帰校して解散したような場合においては、出発から試合等の開始までの時間及び試合等の終了後解散までの時間も業務に従事した時間として取り扱うことができること。また、雨天のため練習試合等が中断、順延となり、会場等で待機した場合における当該待機の時間も含めて取り扱って差し支えないこと。

カ 「正規の勤務時間以外の時間等」には休日における正規の勤務時間の割振りがなされている時間を含むが、夏期休業の期間その他で単に児童又は生徒に対する授業等を休業している日における正規の勤務時間が割り振られている時間までを含むものではないこと。

(6) その他

「正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動で任命権者が定めたもの」とは、各市町村（学校組合）（県立学校については、高知県立学校の管理運営に関する規則第2条）の小学校及び中学校の管理運営に関する規則で教育委員会に提出をすることとされている学校要覧に記載されている部活動をいうものであること。

<p>Q</p>	<p>週休日の土曜日に大会があります。遠方であり第一試合のため、前泊（金曜日）を取りたいという申し出がありました。勤務の態様と、手当について注意しなければならないことはどんなことでしょうか。</p>
<p>A</p>	<p>以下の2点の判断をしたうえで、態様を考えることとなります。</p> <p>① 前泊を取ることが妥当かどうかの判断・生徒の体調面、個人負担額、教育効果等考慮し、企画会・職員会あるいは顧問会等で話し合います。最終判断は校長がします。</p> <p>② 出張を命ずるかかどうかの判断・・・ 用務の内容、出張計画・旅費の有無等</p> <p>上記の判断に基づき、以下の手続を取ることとなります。</p> <p>〈勤務の態様・出張を命じた場合〉</p> <p>③ 週休日の振替を出張命令より先に行うこと。・・・土曜日の振替</p> <p>④ 対外運動競技に指定されている大会であれば、前日の出発時間（従事時間）に注意。・・・8時間程度で特殊業務手当有→特殊業務整理簿作成のこと。</p> <p>⑤ 対外運動競技に指定されていない大会であれば、普通の出張と同じ扱いとなり、手当の支給はないので注意。（もちろん部活動手当も勤務日扱いになるため支給できない）</p> <p>〈勤務の態様・出張を命じない場合〉</p> <p>⑥ 対外運動競技に指定されている大会であれば、特殊業務手当で対応する。金・土とも特殊業務整理簿を作成する。両日とも8時間程度であれば手当有り（金は5時まで勤務。それ以降の業務になるため8時間にはならないため手当の請求が出来ないことがほとんどである）</p> <p>⑦ 対外運動競技に指定されていない大会の場合は「部活動手当」で対応することが考えられるが、宿泊を伴い、しかも遠方である今回の場合、そういった対応は好ましくなく、参加すること自体を考え直さなければならないと思われる。（出張計画の見直し）</p> <p>★出張の取扱いなしに参加することは無理なことである。</p> <p>※ 大会が日曜日であった場合も①～⑦同様の対応を考える。前日（土曜日）の従事時間に注意する。振り替える場合は土・日の2日分振り替える。</p> <p>又、前泊の日が祝日の場合は出張は認められないため⑥⑦の対応となる。『土・日のみの出張を命令することは出来ないか？→普通の研修出張の場合は旅行命令と旅行日程が違う出張（いわゆる、ゆとり出張）は認められているが、引率旅行の場合は出来ない』</p>
<p>根拠法規 及び 通知文書</p>	<p>「職員の給与の支給等に関する規則」 （高知県教育関係職員必携）</p> <p>（特殊勤務手当の支給）</p> <p>第7条 別表2-4「非常災害時等の緊急業務、修学旅行・・・対外運動競技等における指導業務、学校の管理下に行われる部活動の指導業務及び入学試験における監督等の業務に従事した職員の特殊勤務手当（教員特殊業務手当）」</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>3. 人事委員会の定める対外運動競技等・・・○宿泊を伴うもの・・・日額3400円 ○週休日等・・・日額3400円</p> <p>5. 学校の管理下において行われる部活動・・・○2時間以上4時間未満・・・日額1200円 ○4時間以上・・・日額2400円</p> </div>

Q	<p>長期休業中の平日に对外試合・合宿・練習試合を行いたいという申し出がありました。勤務態様はどうしますか。また、こういった手続きが必要ですか。</p>
A	<p>前提条件として、顧問より校長へ、年間・月別の練習計画の提出を行うことが必要です（部活動について／様式1・2）。また、相手先の学校との連絡、校長同士で確認を行うこと（部活動について／様式5）が求められます。</p> <p>〈勤務の態様〉</p> <p>職員が勤務時間中に学校外に出る場合は「出張」「校外勤務」以外の勤務態様は行えません。</p> <p>〈出張を命じる場合〉</p> <p>平成14年度より、長期休業中の部活動振興対策費として旅費が配当されているので、計画的な執行が求められます。</p> <p>〈出張を命じない場合〉</p> <p>旅費がない場合は出張が認められないため、勤務地を離れて上記活動を行うことは望ましくありません。学校長の判断で、近い場所の場合は「校外勤務」を命じることが出来るのではと思われます。</p>
根拠法規 及び 通知文書	<p>「長期休業中の部活動振興対策（旅費）について」 （平成14年6月4日 高知県教育委員会教職員課 事務連絡）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本予算は、長期休業期間中における試合等の遠征に要する顧問等の引率旅費として活用頂くものです。 ・ 予算執行にあたっては、一般旅費と部活動振興対策の総枠の中で、適切に支出してください。
関連事項	<p>部活動について－基本的な考えと様式－ （平成16年11月幡多地区公立学校事務研究会発行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年間活動計画（様式1） ・ 月別活動計画（様式2） ・ 对外試合等申請書（様式4） ・ 合同練習承諾依頼書（様式5）

根拠となる法令等

事務連絡

平成14年6月4日

各中学校長 様

高知県教育委員会

教職員課

長期休業中の部活動振興対策（旅費）について

平成14年度より、学校週5日制が完全実施されるにあたり、新たに長期休業中の部活動振興対策として、旅費を予算化しております。

つきましては、下記の内容にて適正に執行いただきますようお願いいたします。

記

- ・ 本予算は、長期休業期間中における試合等の遠征に要する顧問等の引率旅費として活用いただくものです。
- ・ 執行にあたっては、一般旅費と部活動振興対策費の総枠の中で、適正に支出してください。
※ 実績については、配当旅費に含むものとします。

<p>Q</p>	<p>県総体の競技審判を委嘱された場合、勤務態様はどのように扱いますか。（自校の生徒は出場していない場合）</p>
<p>A</p>	<p>高知県中体連の押さえは基本的にボランティアということです。 各専門部に対して、委託金を配当しているのので、審判料あるいは弁当が出ていると思います。その上で、学校長判断となります。 依頼文書は来ますので依頼出張か職免、あるいは年休での取扱になります。</p>
<p>根拠法規 及び 通知文書</p>	
<p>関連事項</p>	<p>県立学校の職員に、審判等依頼した場合は、依頼を受けるかどうかは個々の判断でおこない、依頼を受ける場合は年休。（勤務日の場合）</p>

週休日等の振替一覧表

休業日		職 員					児童生徒	記入が必要な書類
日	解釈	振替勤務	給与・手当	留意点(学校経営上のポイント)	法規等	出勤簿		
週休日 (土曜日) (日曜日)	週休日(労働基準法上の休日) ↓ 勤務時間が割り振られていない日	可能	土曜日の場合事務職員・栄養職員は振替により、1週間の勤務時間が法定労働時間(週38時間45分)を超えて勤務した時間に対して休日勤務手当が支給される(25/100) ※その週の内に振り替えられることが望ましいとの指摘有り…(教職員課)	○ 所属長は業務の適正な分担、計画的な執行を計り業務が正規の勤務時間内に処理されるよう努めなければならない。 週休日に勤務を命ずる必要がある場合には、命ずる日を起算日とする4週間前の日から、4週間後の日までの期間に、勤務日の振替を行うことができる。 ○ 授業の実施など学校運営上の必要性から、やむを得ない場合に限り8週間後の日までの期間内で行うことができる。 ○ 勤務の特殊性その他の特別の事情により人事委員会の承認を得た場合に限り16週間後の日までの期間内で行うことができる。 ○ 半日の振替も可能となる ※1(H20. 4. 1~) 割り振られる時間帯は同じ時間帯であること。 ※2 ○ 週休日は毎4週間ごとに4日以上なければならないこと。 ★ 振替の専決権は校長にある。	○ 公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例 ○ 完全学校週5日制の実施について(13高教職第874号) ○ 勤務時間の割り振り等に関する教育長通知の改正(15高教職第566号) ○ 週休日の振替等の取扱いについて(19高教職第1553号) ※1 できる限り、1日の振替を行うこと ※2 ただし、これと異なる時間帯に割り振ることが業務上特に必要であると認められる場合はこの限りではない(H. 20. 4. 1)	出勤簿 振出 ↓ 振休 振替決裁時に表示 振出4 ↓ 振休4 振替決裁時に表示	休業日 ↓ 出席日 繰替授業申請書の承認により、授業日となる	週休日等の振替簿 職員別週休日等の振替簿
祝日	勤務時間が割り振られた日であるが、特に勤務を命じられた場合以外は、職務を免除された日	可能 ただし「公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例第6条」との関わりがある。	事務職員・栄養職員が代休処理をせず勤務した場合や、代休日に勤務を命じられた場合は「 休日勤務手当 」として 135/100 が支給される。 25/100の例外的扱い ↓ ・休日勤務手当が支給された週の土曜日に勤務を命じられ、別の週に勤務の振替をした場合は、その支給時間数を減じた時間数(週38時間45分を超える時間数)25/100が支給される。(16時間外(事務職)参照)	○ 休日の 全勤務時間 について特に勤務することを命じられた場合… 代休日の指定 ・代休日の再指定はできない。 ・休日と週休日が重なる場合は週休日として扱い、代休日を指定できない。 ・代休日は勤務を命じられた休日を起算日として8週間後の日までに指定。 * 公務の運営の状況を考慮して行う。 ○ 正規の勤務時間の一部を勤務した場合… 勤務日の翌日から7日以内に、該当勤務時間に相当する時間内で、職務に専念する義務を免除 ○ 学校行事はあらかじめ予定されていても業務内容が通常の授業とは異なることから、「公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例」第6条第2項の臨時的業務とみなす。 * 休日に学校行事を実施するのは、校長が特に学校運営上やむを得ないと判断した場合に限る。	○ 公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例第6条 ○ 公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例 第10条・第11条 ○ 休日の代休日について(6教義第1412号) ○ 公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例第7条 ○ 公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例第6条 第2項 ○ 「公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の施行について(通知)」の一部改正について	出勤簿 代休の表示 出勤簿 職免の表示	休業日 ↓ 出席日 繰替授業申請書の承認により、授業日となる	代休日指定簿 時間外勤務命令簿 学校日誌への記入

特殊業務手当(部活動関係)一覧表

通常の部活動

	取り扱い	出勤簿表示	教員特殊業務手当	留意点等
週休日 祝日		表示しない	部活動手当 ・4時間以上 2,400円 ・2時間以上4時間未満1,200円	・教員特殊業務手当整理簿の備考欄に当該区分毎の金額を記載する。
勤務日		表示しない	なし	・学校の管理下において行われる部活動における児童又は生徒に対する指導業務で週休日等もしくはこれに相当する日に行うもの。 ・あらかじめ、その部活動の指導を担当することとされている教員が当該担当に係る部活動において児童生徒を直接指導すること。

大会・練習試合等参加(人事委員会の定める大会はのぞく)

	取り扱い	出勤簿表示	教員特殊業務手当	留意点等
週休日	出張にしない場合	表示しない	部活動手当 ・4時間以上 2,400円 ・2時間以上4時間未満1,200円	
	出張にする場合	出張または出勤印	手当はなし(勤務日となるため)	・振休日振替の処理をする。
祝日	出張にはできない	表示しない	部活動手当 ・4時間以上 2,400円 ・2時間以上4時間未満1,200円	
勤務日	出張	出張		・勤務先を離れての遠征については出張又は校外勤務。

人事委員会の定める大会への参加

	取り扱い	出勤簿表示	教員特殊業務手当	留意点等
週休日	出張にしない場合	表示しない	対外運動競技等 ・8時間程度3,400円	・8時間程度ない場合は、部活動手当の対象となる。
	出張にする場合(日帰)	出張	手当はなし(勤務日となるため)	・出張を命じられることにより教員特殊業務手当の要件(泊を伴うもの又は週休日等に行うもの)に当てはまらなくなる。 ・振休日振替の処理をし、出張命令簿を作成する。
	泊を伴う場合		対外運動競技等 ・8時間程度3,400円	・就寝時間は含まない。
祝日	出張にはできない			
勤務日	出張	出張	泊を伴う場合は対外運動競技 ・8時間程度3,400円	・勤務先を離れての遠征については出張、又は校外勤務。

- 教員特殊業務手当とは支給の対象となる業務について所属長が勤務を命じた場合又は承認を得た場合に支給されるものであり、「教員特殊業務整理簿」(学校控)に記入したうえ、月例報告によって報告すること。
- 対外運動競技等であってもそれが部活動の一環として行われるものに係る指導業務は、部活動手当に係る指導業務として取り扱うことができる。
- 部活動が行われている途中において、休憩、昼食等のため一時的に指導業務が中断した時間があっても事実上引き続いていると認められる場合は、当該中断時間も業務に従事した時間として取り扱うことができる。
- 練習試合等のため児童又は生徒が学校に集合し、試合等の終了後帰校して解散した場合は、出発から試合等の開始までの時間及び試合等の終了後解散までの時間も業務に従事した時間として取り扱うことができる。
- 雨天のため練習試合等が中断、順延となり、会場等で待機した場合における当該待機の時間も含めて取り扱っても差し支えない。
- 「正規の勤務時間以外の時間等」には休日における正規の勤務時間の割振りがなされている時間を含むが、夏期休業の期間その他で単に児童又は生徒に対する授業等を休業している日における正規の勤務時間が割り振られている時間までを含むものではない。